

青森県私立高等学校等修学支援制度の概要

令和4年度

高等学校等就学支援金・専攻科修学支援金

生徒に対して、**授業料に充てる支援金を支給**し、家庭の教育費負担を軽減する制度です。支援金は学校が受け取り、授業料と相殺します。

○受給資格(全ての要件を満たすこと)

- 日本国内に住所を有し、高等学校等に在学している生徒
- 保護者等の年収が910万円未満程度(両親がいる場合は合算)である生徒 **※専攻科の場合は保護者等の年収が380万円未満程度**

○支給額

・高等学校全日制的の場合

年収 590万円未満 月額33,000円

年収 590万円～910万円未満 月額 9,900円

・高等学校専攻科の場合

年収 270万円未満 月額35,600円

年収 270万円～380万円未満 月額17,800円

【対象】
高等学校
専攻科
専修・各種

学び直しへの支援金

高等学校等を**中途退学した者が再び学び直す場合の授業料負担軽減**のための制度です。支援金は、学校が受け取り、授業料と相殺します。

○受給資格 高等学校就学支援金と同じ

○支給額(高等学校全日制的の場合)

年収 590万円未満 月額24,750円

年収 590万円～910万円未満 月額 9,900円

【対象】
高等学校
専修・各種

青森県私立高校等就学支援費補助金

①授業料補助

高等学校就学支援金の受給資格を有する生徒で、年収が590万円以上710万円未満程度に該当する所得世帯の場合、**高等学校等就学支援金に上乗せして支給**する制度です。

支援金は学校が受け取り、授業料と相殺します。

○支給額 年収 590万円～710万円未満 月額 9,900円

【対象】
中学校③
高等学校①～③
専攻科③
専修・各種①～③

②入学金補助

高等学校就学支援金の受給資格を有する**新入生**に対して、**入学金に充てる支援金を支給**し、家庭の教育費負担を軽減する制度です。支援金は、学校が受け取り、入学金と相殺します。

○支給額 年収270万円未満 年額 50,000円(上限額)

③家計急変世帯への支援

保護者の急な解雇などにより家計が急変した場合に、授業料に対して支援する制度です。

○支給額(高等学校全日制的の場合)

年収見込額590万円未満 月額 33,000円

年収見込額590万円～710万円未満 月額 19,800円

年収見込額710万円～910万円未満 月額 9,900円

高校生等奨学のための給付金

高等学校就学支援金等の受給資格を有する生徒の教材費など**授業料以外の教育費負担を軽減**するため、高校生等の保護者等に給付金を給付する制度です。

給付金は、原則、保護者等の預金口座に振込みされます。

※新入生に限り年額の1/4分について前倒しで受給することができます。

○受給資格(全ての要件を満たすこと)

- 保護者等が青森県内に住所を有していること。
- 基準日(7月1日)において生活保護法による生業扶助を受けていること、又は基準日の属する年度分の保護者等全員の地方税所得割が非課税であること。

※保護者の急な解雇などで家計が急変した場合にも、必要な要件を満たしていれば受給できます。

○支給額(高等学校全日制的の場合)

生活保護世帯 年額 52,600円

非課税世帯(第1子) 年額 134,600円

非課税世帯(第2子以降) 年額 152,000円

【対象】
高等学校
専攻科
専修・各種

被災生徒授業料減免補助金

東日本大震災等で**被災した世帯等の生徒の授業料について支援**する制度です。

○受給資格(以下のいずれかに該当すること)

- 住居が全壊または半壊したこと。
- 保護者等が離職・休職した、または事業の継続が困難となったことにより家計が急変したこと。

○支給額

授業料 月額 15,500円

【対象】
中学校

授業料等への支援

教育費への支援

被災者への支援

「専修・各種」…(1)専修学校高等課程、(2)専修学校一般課程及び各種学校のうち、准看護師等の国家資格者養成課程(中学校卒業者を入所資格とするもの)を置くもの